

3 林政経第 335 号

令和 3 年 11 月 24 日

鳥取県農林水産部長 殿

林野庁林政部経営課長

「生産森林組合の解散と清算及び組織変更の手続の制定について」の
一部改正について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 44 号）により地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）が改正されたことを受けて、森林組合法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する省令（平成 29 年総務省・農林水産省令第 1 号）が改正され、令和 3 年 11 月 26 日から施行されることになった。

これに伴い、「生産森林組合の解散と清算及び組織変更の手続の制定について」（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 林政経第 358 号林野庁経営課長通知）について、別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 11 月 26 日から施行することとしたので、御了知の上、各市町村及び貴管下の生産森林組合に対し周知するとともに指導をお願いします。